岩手県告示第537号

クリーニング業法(昭和 25 年法律第 207 号)第 7 条第 1 項の規定により、クリーニング師試験を次のとおり行う。 平成 19 年 7 月 6 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 試験の日時及び場所

区 分	日 時	場所
学科試験	平成 19 年 9 月 3 日午前 10 時 20 分から	盛岡市内丸11番1号 岩手県盛岡地区合同庁舎
実地試験	平成19年9月3日午後1時から	II.

- 2 受験手続 受験順書を平成19年7月9日から同月27日までに所管保健所(県外居住者は、岩手県環境生活部環境保全課)に 提出すること。
- 3 その他 詳細については、岩手県環境生活部環境保全課又は最寄りの保健所に問い合わせること。